

あなたも市民後見人として活動してみませんか？

きよせ市民後見人等養成講座



受講生募集

清瀬市では、成年後見制度の担い手として、地域住民の視点で権利擁護や地域福祉に携わる「市民後見人」を養成するための講座を開催します。講座終了後は、市民後見人だけでなく、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動することも可能です。多くの方のご参加をお待ちしております。

受講対象者

- ①清瀬市在住、在勤の方
- ②概ね65歳以下の方
- ③講座終了後、市民後見人や生活支援員等として地域での活動を希望する方
- ④入門講座および基礎講座、全日程に参加できる方（欠席時、応相談）

定員

30名程度

受講料

無料

申込み

所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、**8月26日（金）までに**きよせ権利擁護センターまで郵送または持参してください。
申込書類は清瀬市社会福祉協議会 HP からダウンロード、もしくは、社会福祉協議会窓口、清瀬市役所介護保険課窓口でも配布しています

養成期間

入門講座 令和4年8月29日(月) 午前10時～午後4時

↓ 市民後見人登録を希望の方は、基礎講座へお進みいただきます

基礎講座 令和4年9月12日(月)～12月5日(月) **【全8回】**

演習・実習 令和5年1月以降

※詳細は裏面をご覧ください

【主催】 清瀬市／清瀬市社会福祉協議会

【申込み・問合せ】 きよせ権利擁護センターあいねっと

〒204-0011 東京都清瀬市下清戸 1-212-4 清瀬市コミュニティプラザ 2階

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時 **042-495-5573(直通)**

入門講座 権利擁護サポーター養成講座

日時:令和4年8月29日(月)午前10時～午後4時

会場:清瀬市コミュニティプラザひまわり 会議室1

○オリエンテーション

- ・市民後見人に求められるもの
- ・清瀬市における市民後見人の位置づけ 他

○市民後見人等 実践活動報告



入門講座終了後

◆市民後見人登録を希望の方

引き続き・・・

基礎講座 **講習・演習** に進みます

【会場】清瀬市コミュニティプラザひまわり (注:10/31のみ消費生活センター)

◆地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動を希望の方

◆市内で権利擁護の知識を得た市民として見守り活動

	日時	内容
1日目	9月12日(月) 午後1時～4時	被後見人等への基本的な視点 講師:社会福祉士 岡野 範子氏
2日目	9月26日(月) 午後2時～4時	支援のための法律知識(民法等) 講師:弁護士 小池 良氏
3日目	10月3日(月) 午後1時～4時	障害の理解と対象者理解 (認知症、知的障害、精神障害) 講師:医師 望月 清隆氏
4日目	10月17日(月) 午後1時～4時	成年後見に関連する制度理解 (介護保険、障害者福祉、年金制度) 講師:清瀬市職員
5日目	10月31日(月) 午後2時～4時	消費生活相談の実態と対応 講師:清瀬市消費生活センター 池本 博恵 相談員
6日目	11月7日(月) 午後1時～4時	後見人等の事務実務 講師:司法書士 志村 理 氏
7日目	11月21日(月) 午後1時～4時	後見人等としての対応演習 講師:社会福祉士 岡野 範子氏
8日目	12月5日(月) ① 午後1時～3時 ② 午後3時～4時	① 社会福祉対人援助の基礎 講師:社会福祉士 岡野 範子氏 ② 効果測定(小テスト、レポート)

引き続き、社協にて活動に向けての案内をします。

■留意事項■

・ご参加にあたり、マスク着用や当日の検温・手指消毒など、感染症対策にご協力をお願いします。

なお、37.5℃以上の発熱や風邪症状のある方は、参加をお断りさせていただく場合があります。

・新型コロナウイルスの感染拡大状況により、延期や代替手段での実施となる場合がございます。

12月中旬

今後の活動についての個別面談

R5年1月～

- 施設系実習
- 後見関係事務演習
- 地域福祉権利擁護事業における生活支援員 (おおむね1年間、年48時間以上)
- 市民後見人との同行実習